

資格確認書（健康保険被保険者証） 返却遅延届（使用状況報告）

資格喪失月（扶養削除月）の翌月以降に資格確認書（保険証等）を返却した方は返却遅延届を提出してください

被保険者	記号		番号		被保険者名	
喪失者氏名			続柄		資格確認書 (保険証) 返却日	(和暦) 年 月 日

① 資格喪失後の医療機関受診状況について（該当する項目にチェックをしてください）	
<input type="checkbox"/> 資格喪失後に病院は受診していない ⇒	「遅延届」と「資格確認書（被保険者証）」を人事担当者へ提出してください 資格確認書（被保険者証）を紛失した場合は「資格確認書（被保険者証）滅失届」を提出してください
<input type="checkbox"/> 資格喪失後に病院を受診しました ⇒	下記②、③の項目も記入してください

資格喪失後に病院をした場合は下記②と③についても記入してください

② 資格喪失後に病院（調剤薬局含む）を受診した場合は、覚えている範囲で受診した内容をご記入ください		
受診年月（和暦）	病院名称（調剤薬局も記入）	資格確認書（被保険者証）提示の有無
年 月		有 ・ 無
年 月		有 ・ 無
年 月		有 ・ 無
年 月		有 ・ 無
年 月		有 ・ 無

③ 資格喪失後に受診した医療費（健保負担7割分）がカシオ健保に請求が来た場合は後日被保険者の方に返還請求を行います。	
医療費の返還後、新しく加入した健康保険組合に「療養費」として支給申請することで、返還した医療費の払い戻しを受けることができます場合があります。	
新しく加入した健保組合へ「療養費」の申請手続きをされますか？	<input type="checkbox"/> 申請する ・ <input type="checkbox"/> 申請しない

確認欄	①②の確認後✓を入れてください。✓がない場合は確認が必要な為受理できない場合があります。
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	この届出については①または②の要件をみたしたものである ① 申請者本人(被保険者)が作成したものである。 ② 記載内容については誤りがないか申請者本人が確認している。 ※②は事業所が届出の記載を行う場合で事業所担当者が申請者本人に対し届出に誤りがないか確認を求め申請者が内容について確認した場合

<< 資格喪失後の無資格受診にご注意ください >>

被保険者・被扶養者でなくなったときは、資格喪失日より資格確認書（保険証）は使えません。資格喪失後に誤ってカシオ健保の資格確認書（保険証）を使って受診してしまった場合、医療費は健保が一時的に立替払いをしていますので後日、被保険者の方に健保が立替えた医療費を返還していただくことになります。

※ 医療機関からの請求時期等により返還請求が遅れる場合があります。

※ 健保より「返還請求書」が届きましたら、納付期限までにお支払いをお願いいたします。

マイナンバーカードまたは資格確認書を病院の窓口に表示して、保険者が変更となったことをお伝えください！

健保記入欄	資格喪失日	年	月	日	備考
	証回収日	年	月	日	